

宮城県ブランド鶏卵・豚肉販売会等実施業務 仕 様 書

1 委託業務の名称

宮城県ブランド鶏卵・豚肉販売会等実施業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 業務の目的

宮城県では独自の銘柄(ブランド)を掲げる鶏卵・豚肉が多数生産されており、その認知度向上と消費拡大推進のためには、主に県内の消費者に対して、魅力を発信していく必要がある。

本業務は、多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄鶏卵・豚肉を、販売会の開催及び既存イベントにおける屋台の出店を通じて、主に県内の消費者に対し、その特色を発信し、認知度向上や消費拡大につなげることを目的とする。

4 業務の内容

本業務の目的を達成するために、下記(1)～(4)の業務を行うこと。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施し、事業費に含めること。

(1) 販売会の開催

多様で特色ある県畜産物の魅力を、宮城県民を主とする多くの消費者に訴求する販売会を実施すること。

会場は県内の主要交通拠点であり、交流人口の多い仙台駅での開催とし、販売会の企画・運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

ア 概要

項目	内容
コンセプト	県民を主とする多くの消費者に対し、多様で特色ある県畜産物を通じて県産畜産物に対する消費意識や感動を創出するとともに、県内食産業関連事業者に商材として県産畜産物の魅力を認識する機会を提供する。
販売会名称及びキャッチフレーズ	コンセプトを踏まえ、販売会名称及びキャッチフレーズを提案すること。
開催日程	令和7年11月7日(金)から11月9日(日)のうち最大3日間を開催日として提案すること。 なお、販売時間は、各日午前10時から午後8時まで(最終日は午後7時まで)を予定している。
実施場所	JR仙台駅2階中央改札前コンコース 2柱分(上記日程で予約済み)
出店者	県内の食産業関連事業者(6次化畜産事業者含む)及び団体

出店者数(予定)	想定最大 16 事業者(8事業者/柱×2柱 1事業者当たり2販売台を想定) 出店者数が想定を下回ったなどの理由でスペースが余った場合の、残りスペースの活用方法も併せて提案し、実際に下回った場合にはその措置を実施すること。
販売商品	・県内でのみ生産される独自銘柄(ブランド)を掲げる鶏卵又は豚肉、あるいはそれらを原料とした加工品 ・県内の採卵養鶏あるいは養豚を営む6次産業化生産者の生産する鶏卵又は豚肉あるいはそれらを原料とした独自商品 (例:豚精肉、殻付卵、〇〇卵のプリン、〇〇豚サンドウィッチ、〇〇卵を使ったケーキやパン等)

イ 出店者の募集及び調整

県内の多様な事業者等が多く参加するよう、募集期間を1か月程度設ける日程とすること。また、募集方法について、多様な事業者等に周知できるよう配慮すること。なお、最終的な販売会出店者については、発注者と協議の上決定すること。

出店者等と出店準備や売上げの手数料等に係る額の確定等、出店に係る必要な調整を行い、出店者からの各種問合せに対応すること。また、発注者及び開催場所の管理者と調整して、出店マニュアルを作成し、出店者対象の事前説明会を開催すること。

ウ 販売ブースの装飾、設置及び運営

① 販売ブース装飾

多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄等のPRや消費促進につながる装飾デザイン及びレイアウトを提案すること。

② 販売ブース設置及び運営

販売ブースの設置及び円滑なイベント運営を実施すること。会場の利用者や消費者の通行、出店者等に配慮したレイアウトとし、バックヤードを作成、設置すること。

なお、冷蔵冷凍ケースレンタル代は、出店者による負担とする。

エ スタッフの配置

発注者や出店者との連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

オ 夜間警備

販売時間外など必要な時間において、販売会場の安全管理のために十分な警備を手配すること。

カ 会場使用料

販売会会場となる仙台駅の会場使用料は発生しない。

(2) イベントにおける屋台の出店

多様で特色ある県畜産物の魅力を、宮城県民を主とする多くの消費者に訴求するため、県内で開催される

イベントにおいて、独自の銘柄(ブランド)を掲げる豚肉を使用した料理を提供する屋台を出店すること。

会場は、消費者の集客が期待できる場所で開催されるイベントを選定し、屋台出店の企画・運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

ア 概要

項目	内容
コンセプト	県民を主とする多くの消費者に対し、多様で特色ある県畜産物の名前と味を訴求し、小売店や飲食店における消費意欲を高める。
出店屋台の名称及びキャッチフレーズ	コンセプトを踏まえ、出店屋台の名称及びキャッチフレーズを提案すること。 なお、多様で特色ある県畜産物を常に取り扱う飲食店が屋台の調理等を行い、その店名を出店屋台において使用することがコンセプトに適する場合、その店名を出店屋台の名称として使用することを妨げない。
開催日程	令和7年9月1日(月)から令和8年2月1日(日)のうち1日または2日程度を開催日として提案すること。
実施場所	県内の集客が期待できる場所で開催されるイベントを提案すること。
出店形式	任意のイベントにおいて、屋台1店を出店し、独自銘柄(ブランド)を掲げる豚肉を使用したメニューをメインに販売すること。
販売商品	・県内でのみ生産される独自銘柄(ブランド)を掲げる豚肉を調理したメニューを提案すること。 ・銘柄の名前と味を合わせて訴求できるメニューとすること。(例:ブランド豚串焼き食べ比べ等) ・単一の銘柄ではなく、複数の銘柄豚肉を使用し、銘柄の違いを訴求できる内容とすること。
アンケートの実施	・銘柄の認知度、味の感想、消費状況等についてアンケートを実施すること。 ・アンケートの回答率を上げる工夫を行うこと。
売上の取扱い	・上記(1)記載の業務である販売会より先に実施する場合 販売会の広告宣伝費として使用すること。 ・上記(1)記載の業務である販売会より後に実施する場合 屋台の運営費として使用すること。

イ 販売ブースの装飾、設置及び運営

① 販売ブース装飾

多様性に富んだ宮城県内の独自銘柄等のPRや消費促進につながる装飾デザイン及びレイアウトを提案すること。

② 屋台の出店及び運営

屋台の出店及び円滑な運営を実施すること。本事業の受託者がイベントへの申込、備品の調達等、運営に必要な全ての業務を行うこと。

③ 食品衛生法の順守

屋台の出店に際して、事前に所管の保健所に営業許可申請を行い、許可を得ること。食品衛生責任者

を設置し、食品衛生法を順守した運営を行うこと。

ウ スタッフの配置

発注者やイベント主催者との連絡調整、屋台の運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

(3) 広報活動の実施

販売会や屋台への誘客を図るため、県内の消費者を中心とした広報を実施すること。広報・宣伝媒体及び時期は提案すること。

(4) 事業効果の検証

事業効果を把握し、報告すること。効果把握の手法として、アンケートを取ることも有効であるが、事業目的(県産品の認知度向上、消費拡大等)の達成状況を評価できるような内容となるように配慮すること。また、事業参加者の満足度や来年以降の改善点等の分析を行うこと。

5 成果物

(1) 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務実施結果報告書(任意様式、販売会及び屋台の集客数、売上金額、アンケート結果を含む。)を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

(2) 成果物の利用について

この業務で撮影した画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(3) 成果物の権利等について

(ア)制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(イ)人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(ウ)制作物について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

6 その他

(1) 受注者は、この業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容及び方法について確認を行うこと。

(2) この業務の実施に当たり、装飾デザイン、アンケート項目等の決定は、発注者と事前に協議すること。

(3) 事業の遂行に当たっては、個人情報保護法に基づき、適切に実施すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、合意の上、実施すること。